

赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第44号

#### 赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成29年赤穂市訓令甲第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所有者」の次に「又は所有者が高齢者の場合はその者の2親等以内の親族」を加える。

第2条第6号イ中「14年度」を「平成14年度」に改め、第8号エ中「第13号」を「第14号」に改め、同号カ中「第16号」を「第17号」に改め、同条第9号中「鉄板葺等」の次に「若しくは重い屋根から軽い屋根」を加え、「第16号」を「第17号」に改め、同条第10号中「第16号」を「第17号」に改め、同号ア中「工法」の次に「のいずれか」を加え、同条第16号を第17号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

第5条中「定める」の次に「住宅概要書その他の」を加える。

第6条第2項に後段として次のように加える。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第10条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助事業の対象経費から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、第10条の実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて当該金額を市長に返還しなければならない。

第7条を次のように改める。

（補助事業の中止）

第7条 補助事業者は、補助事業の中止をする又はした場合は、直ちに補助事業中止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

第8条の見出し中「交付決定額」を「交付決定額等」に改め、同条第1項を次のように改める。

補助事業者は、第6条第3項の規定により通知された交付決定の内容（市長が別に定める軽微な変更を除く。）及び金額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第4号）及び市長が別に定める住宅概要書その他の添付書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

第8条第2項中「様式第8号」を「様式第5号」に改める。

第9条第3項中「様式第9号」を「様式第6号」に改め、同条第4項を削る。

第10条中「（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）」を削り、「様式第11号」を「様式第7号」に改め、「定める」の次に「補助金精算書その他の」を加える。

第12条中「様式第12号」を「様式第8号」に改める。

第13条第1項中「様式第13号」を「様式第9号」に改める。

第13条の2第1項中「様式第14号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第15号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「様式第16号」を「様式第12号」に改め、同条第4項中「様式第17号」を「様式第13号」に改める。

第14条第2項中「様式第18号」を「様式第14号」に改める。

第17条第1項中「様式第19号」を「様式第15号」に改める。

第18条中「様式第20号」を「様式第16号」に改め、「定める」の次に「見積書その他の」を加える。

別表第三中

「

1 2	「ウッド・ラック」ルームシェルターひのき庵	新光産業株式会社
1 3	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
1 4	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所

」

を

「

1 2	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
1 3	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所
1 4	お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルターまもルーム	株式会社カラフルコンテナ

」

に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五（第3条関係）

住宅耐震改修計画策定費補助	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象者の第1項及び第2項に定める住宅をいう。）の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費。ただし、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。
補助事業の対象者	次に掲げる要件をすべて満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたものを所有する者 2 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者
補助率	3分の2
補助金の額	戸建住宅 補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、3万3,000円を限度とする。
	共同住宅 補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は12万円に補助事業の対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、1戸当たり4万円を限度とする。
その他の事項	1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっている、又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象者が所有する戸数とする。

住宅耐震改修工事費補助	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。）の耐震改修工事に要する経費。ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。
補助事業の	次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場

対象者	<p>合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたもの（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>	
補助率	5分の4又は定額	
補助金の額	戸建住宅	<p>補助事業の対象経費が200万円未満の場合は当該経費に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）、200万円以上300万円未満の場合は110万円、300万円以上の場合には130万円とする。ただし、当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」における「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>
	共同住宅	<p>補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は40万円に補助事業の対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。</p>
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象者が所有する戸数とする。</p> <p>3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の各号のいずれかの事業者との契約による工事であること。ただし、共同住宅の場合は第1号の事業者に限る。</p>	

	<p>(1) 住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>
--	--

簡易耐震改修工事費補助	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額50万円以上のものに限る。）。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助事業の対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>
補助率	5分の4
補助金の額	補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、3万3,000円とする。
その他の事項	1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること。

2	補助事業の対象となる工事は、住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。
---	---

屋根軽量化工事費補助															
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。）の補助事業の対象者の第1項表中の屋根の仕様に示す改修工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する経費（総額50万円以上のものに限る。）														
補助事業の対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <table border="1" data-bbox="475 1400 1252 1664"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋根の仕様</th> <th rowspan="2">上部構造評点</th> </tr> <tr> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>重い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>	屋根の仕様		上部構造評点	改修前	改修後	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4	重い屋根	軽い屋根	0.5	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
屋根の仕様		上部構造評点													
改修前	改修後														
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4													
重い屋根	軽い屋根	0.5													
非常に重い屋根	重い屋根	0.5													
補助率	定額														
補助金の額	50万円														

その他の事項	補助事業の対象となる工事は、住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。
--------	---

シェルター型工事費補助	
補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。）におけるシェルターの設置工事（シェルター型工事）に要する経費（総額10万円以上のものに限る。）
補助事業の対象者	次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたもの（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者
補助率	定額
補助金の額	補助事業の対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合には50万円とする。

建替工事費補助	
補助事業の対象経費	補助事業の対象者が、第1項に該当する住宅の敷地内において当該住宅を除却し、第2項に定める住宅に建て替える工事に要する経費（総額100万円以上のものに限る。）。ただし、当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅については、当該補助金の額を控除するものとする。 1 除却する住宅 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす住宅 (1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の

	<p>2分の1未満のものに限る。)を含む。)</p> <p>(2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 建て替える住宅 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす住宅</p> <p>(1) 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(2) 兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入するもの</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にないもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。</p>
補助事業の対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>1 除却する住宅（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者</p> <p>2 新たに建築する住宅の所有者</p> <p>3 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p>
補助率	定額
補助金の額	100万円

防災ベッド等設置費補助	
補助事業の対象経費	補助事業の対象者が実施する防災ベッド等の設置に要する経費（総額10万円以上のものに限る。）
補助事業の対象者	次に掲げる要件をすべて満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族

	<p>1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたもの（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の居住者</p> <p>2 居住者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度の家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。）を所有する者</p>
補助率	定額
補助金の額	10万円

様式第1号を次のように改める。

## 補助金交付申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	

赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けた  
 いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

住宅の所在地	赤穂市		
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅 <small>(長屋・アパート等)</small>	
申請者と住宅所有者 の関係	<input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 所有者の2親等以内の親族（所有者の年齢： 歳） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
補助のメニュー※			
申請額	補助事業の対象となる経費 円	補助金交付申請額 円	
工事予定期間	着 工	年 月 日	完 了 年 月 日

※補助のメニューは、次のいずれかを記載

- ・住宅耐震改修計画策定費補助
- ・住宅耐震改修工事費補助
- ・簡易耐震改修工事費補助
- ・屋根軽量化工事費補助
- ・シェルター型工事費補助

様式第2号を次のように改める。

## 補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

赤穂市長



年 月 日付で申請があった赤穂市耐震改修促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

### 記

#### 1 補助金交付決定の内容

住宅の所在地	赤穂市	
補助のメニュー		
補助金の額等	補助事業の対象となる経費	補助金交付決定額
	円	円

#### 2 補助の条件

- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は、当該申請書に記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) この事業は、年 月 日までに完了し、完了実績報告を提出すること。
- (4) 補助事業を中止した場合は、直ちに同項に基づき補助事業中止届を市長に提出すること。
- (5) 補助の対象とする住宅又は補助金の額に変更が生じる場合は、同要綱第8条第1項の規定により、補助金変更交付申請書を提出すること。
- (6) 補助事業者が、消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる者の場合、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前述により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて当該金額を市長に返還しなければならない。
- (7) その他、別紙のとおりとする。

別記

## 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

赤穂市長 宛

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	

年 月 日付 第 号により交付決定通知のあった赤穂市耐震改修促進事業補助金については、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 額の確定通知書 年 月 日付 第 号	金 円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る 消費税等相当額	金 円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金 円
4 補助金返還相当額	金 円

様式第3号から様式第5号までを削り、様式第6号を様式第3号とし、同様式を次のように改める。

補助事業中止届

年 月 日

赤穂市長 宛

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記の事業を中止したので、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

住宅の所在地	赤穂市		
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅の区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅 <small>(長屋・アパート等)</small>	
補助のメニュー※			
申請額	補助事業の対象となる経費	補助金交付申請額	
	円	円	

※補助のメニューは、次のいずれかを記載

- ・住宅耐震改修計画策定費補助    ・住宅耐震改修工事費補助    ・簡易耐震改修工事費補助
- ・屋根軽量化工事費補助        ・シェルター型工事費補助

中止の理由	
中止した年月日	年 月 日

様式第7号から様式第9号までを3号ずつ繰り下げ、同様式を次のとおり改める。

補助金変更交付申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった補助事業を変更したので、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

1 補助する住宅の概要及び事業内容等

住宅の所在地	赤穂市		
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅の区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅 <small>(長屋・アパート等)</small>	
補助のメニュー※			
申請額	補助事業の対象となる経費		補助金交付申請額
	( 円) 円		( 円) 円
工事(予定)期間	着 工	( 年 月 日)	完 了 ( 年 月 日)
		年 月 日	

変更がある項目は、変更前を上段( )に、変更後を下段に記載すること。

※補助のメニューは、次のいずれかを記載

- ・住宅耐震改修計画策定費補助
- ・住宅耐震改修工事費補助
- ・簡易耐震改修工事費補助
- ・屋根軽量化工事費補助
- ・シェルター型工事費補助

2 変更する内容及びその理由

## 補助金交付決定変更通知書

第 年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付で変更交付申請のあった赤穂市耐震改修促進事業補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

## 記

## 1 変更後の補助金交付決定の内容

住宅の所在地	赤穂市		
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅の区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅 <small>(長屋・アパート等)</small>	
補助のメニュー			
申請額	補助事業の対象となる経費	補助金交付申請額	
	( 円) 円	( 円) 円	
工事予定期間	着工	年 月 日	完了 年 月 日

## 2 補助の条件

- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で変更交付申請のあった事業とし、その内容は、当該申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) この事業は、年 月 日までに完了し、完了実績報告を提出すること。
- (4) 補助事業を中止した場合は、直ちに同項に基づき補助事業中止届を市長に提出すること。
- (5) 補助の対象とする住宅又は補助金の額に変更が生じる場合は、同要綱第8条第1項の規定により、補助金変更交付申請書を提出すること。
- (6) 補助事業者が、消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる者の場合、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前述により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて当該金額を市長に返還しなければならない。
- (7) その他、別紙のとおりとする。

別記

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

赤穂市長 宛

(申請者)

住 所	〒
氏 名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	

年 月 日付 第 号により交付決定変更通知のあった赤穂市耐震改修促進事業補助金については、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 額の確定通知書 年 月 日付 第 号	金 円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る 消費税等相当額	金 円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金 円
4 補助金返還相当額	金 円

中間検査実施通知書

第 年 月 日 号

様

赤穂市長



年 月 日付 第 号で交付決定した下記住宅について、赤穂市耐震改修促進事業の中間検査を行うこととしたので、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

中間検査の受検に際しては、申請者側から市担当者に連絡し、検査日時を決定してください。

中間検査を受検しなかった場合、補助金が交付できない場合があります。申請者は、中間検査時に申請書の写し及び契約書の原本と写しを準備してください。

記

住宅の所在地	赤穂市		
住宅の所有者氏名 <small>（団体の場合は、その名称及び代表者氏名）</small>	住宅の区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> その他共同住宅 <small>（長屋・アパート等）</small>
補助のメニュー			

※ 中間検査は、新たに設置した筋交いや金物などの補強材が目視で確認できる時期に受験してください。

様式第10号を削り、様式第11号を様式第7号とし、同様式を次のように改める。

## 補助事業実績報告書

年 月 日

赤穂市長 宛

(申請者)

住 所	〒
氏 名	※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、赤穂市耐震改修促進事業を下記のとおり実施したので、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

### 記

#### 交付決定を受けた住宅の概要及び事業内容等

住宅の所在地	赤穂市		
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)</small>	住宅の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> その他共同住宅 <small>(長屋・アパート等)</small>
補助のメニュー※			
補助金の額等	補助事業の対象となる経費	補助金交付決定額	
	円	円	
工事期間	着 工	( 年 月 日 ) 年 月 日	完 了 ( 年 月 日 ) 年 月 日

交付決定を受けた内容を上段( )に、実績を下段に記載すること。

※補助のメニューは、次のいずれかを記載

- ・住宅耐震改修計画策定費補助    ・住宅耐震改修工事費補助    ・簡易耐震改修工事費補助
- ・屋根軽量化工事費補助        ・シェルター型工事費補助

様式第12号から様式第18号までを4号ずつ繰り下げ、様式第8号中「赤穂市長」を「赤穂市長 印」に改め、様式第9号（別記）中「及び第13条の2」を削り、様式第10号中「第13条の2」を「第13条の2第1項」に、「1. 補助事業内容」を「1 補助事業内容」に、「2. 耐震事業者（補助金の受領の受任予定者）」を「2 耐震事業者（補助金の受領の受任予定者）」に改め、様式第11号中「赤穂市長」を「赤穂市長 印」に、「1. 補助事業内容」を「1 補助事業内容」に、「2. 耐震事業者（補助金の受領の受任予定者）」を「2 耐震事業者（補助金の受領の受任予定者）」に改め、様式第12号中「13条の2項」を「第13条の2第3項」に改め、様式第14号を次のように改める。

## 補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日  
号

様

赤穂市長



年 月 日付で申請のあった赤穂市耐震改修促進事業（ 補助）補助金については、下記のとおり決定したので、通知します。

### 記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

（取消しの理由）

様式第19号を様式第15号とし、次のように改める。

全体設計承認（変更）申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

(申請者)

住所	〒
氏名	(※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名)
電話番号	
電子メール	

(上記代理人)

氏名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	

年度赤穂市耐震改修促進事業（ 補助）に係る工事について、赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、全体設計承認を受けたいので、申請します。

記

1 対象住宅

所有者	
所在地	
建て方	1 戸建住宅 2 その他共同住宅( 戸) 3 マンション( 戸)
階数	地上 階 地下 階 塔屋 階
構造	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他( )
延床面積	m <sup>2</sup> (うち店舗等面積 m <sup>2</sup> )
建築年月日	昭和 年 月 日

2 経費の配分

	全体計画	年度別計画		
		年度	年度	年度
補助事業に要する経費	円	円	円	円
補助対象経費	円	円	円	円
補助金の額	円	円	円	円

3 事業期間（予定）

年 月 日 ~ 年 月 日

4 全体設計承認を必要とする理由

(備考) 全体設計の変更申請の場合には、変更前を上段かっこ書きとすること。

様式第20号を様式第16号とし、次のように改める。

年 月 日

## 設 計 確 認 書

赤穂市長 宛

設計者氏名  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 建築士事務所名  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった耐震改修に要する経費等については、下記のとおり補助要件を満たしていることを確認しました。

### 記

1 設計内容

1 設計者	氏名 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
2 住宅の名称 所在地	〒
3 耐震診断の方法	
4 改修前における耐震診断結果 評点	(所見)
5 改修後における耐震診断結果 評点	(耐震改修の方針) (具体的な補強方法)
6 備考	

2 補助対象経費

	区 分	費 用	概 要
補助対象経費	耐震診断費用		
	計画策定費用		
	耐震改修工事費用		
	計		
	補助対象外経費		
	総費用		

添付資料

- 1 チェックリスト 2 図面 3 設計計算書
- 4 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。